

# 運 営 規 程

特別養護老人ホーム 風の樹

社会福祉法人 一石会



# 指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所 「風の樹」運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (目的)

第1条 この規程は、風の樹（以下「ホーム」という。）の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を順守し利用者の生活の安全及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 当ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2. 当ホームの指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

3. 当ホームの指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員)

第3条 当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- |                 |                  |                                |
|-----------------|------------------|--------------------------------|
| (1) 施設長         | 1名 (常勤職員)        |                                |
| (2) 医師 (内科・精神科) | 2名 (非常勤職員)       |                                |
| (3) 生活相談員       | 2名 (常勤職員)        | うち1名は介護支援専門員と兼務<br>他1名は介護職員と兼務 |
| (4) 介護職員        | 介護福祉士 23名 (常勤職員) | うち1名は生活相談員と兼務                  |
|                 | その他 23名 (非常勤職員)  |                                |
| (5) 看護職員        | 2名 (常勤職員)        |                                |
|                 | 3名 (非常勤職員)       | うち1名は機能訓練指導員と兼務<br>他1名は介護職員と兼務 |
| (6) 栄養士         | 1名 (常勤職員)        |                                |
| (7) 機能訓練指導員     | マッサージ師他2名 (常勤職員) | うち1名は看護職員と兼務                   |
| (8) 介護支援専門員     | 2名 (常勤職員)        | うち1名は生活相談員と兼務<br>他1名は看護職員と兼務   |
| (9) 事務員         | 3名 (常勤職員)        |                                |

2. 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

### (職務)

第4条 職員は、当ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。

施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理、保健衛生指導及び疾病に応じた療養食等の栄養摂取指導に従事する。

- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。

- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理及び栄養ケア計画に基づく食事摂取状況の把握に従事する。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者個々の栄養ケア計画の作成及びそれに基づいた適正な栄養管理に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者個々の施設サービス計画を作成するほか、栄養ケア計画の作成に協働従事する。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

### 第3章 利用定員

(定員)

第5条 本ホームの小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の入所定員は、ユニット数が10ユニットあり1ユニットの入所人員が10人の全体で100名とする。

2. 本ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型10名、空床利用型5名とする。

### 第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス提供記録の保存)

第8条 ホームで作成している利用者の記録について、契約終了後2年間保存するものとし、利用者や身元引受人はいつでも閲覧できるものとする。また、複写物の交付を受けることが出来る。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2. おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事の提供は、利用者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職員が共同して、栄養ケア計画を作成し、その計画に基づいて行うものとする。

2. 療養食の提供については、医師の発行する食事箋に基づいて、告示で定める療養食に対して適切な栄養量を提供していくものとする。

3. 経管栄養については、医師の指示に基づいて、経口摂取に移行する方向で検討を重ねることとし、その体制構築に努めていくこととする。

4. 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時00分～9時30分
- (2) 昼食 午後 0時30分～1時30分
- (3) 夕食 午後 6時00分～7時30分

5. 予め連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。
6. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。ただし、食費は日額で定めた額を負担するものとする。

(送迎)

第 13 条 指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとする。

東大和市 武蔵村山市 東村山市

(相談、援助)

第 14 条 ホーム職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に務め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 15 条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2. 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続について、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続により代わって行うことができる。

(機能訓練)

第 16 条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第 17 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(褥瘡予防)

第 18 条 利用者の心身の状況に応じて、エアマットの使用や体位交換介助を行うなどの適切な方法により、褥瘡を予防し、必要な援助を行うものとする。又、適切な援助が行えるよう、介護職員等は褥瘡対策に関する教育を実施するものとする。

2. 褥瘡を予防するための対策委員会を設置するものとする。
3. 褥瘡予防の手順を定め、利用者の褥瘡発生予防に努め、褥瘡が発生した場合は手順に従って迅速に対応するものとする。

(感染症対策)

第 19 条 感染症又は食中毒の発生、まん延を防ぐための対策委員会を月に 1 回程度開催し、その結果を職員へ周知するものとする。

2. 感染症又は食中毒対策の指針を定め、利用者に感染症が発生した場合は、指針に従って迅速に対応するものとする。
3. 職員は、必要に応じて感染症対策に関する研修や訓練を定期的に行うものとする。
4. ホームは、入所予定者の感染症に関する事項も含め健康状態を確認し、感染症利用者が入所する場合は、介護職員等に対応を周知するものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 20 条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第 21 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 2 4 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
3. 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。
4. 看護職員は、利用者からの緊急の対応要請があった場合は、昼夜を問わず 24 時間いつでも対応できるよう、連絡体制を整えるものとする。
5. 緊急時における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めるとし、また、1 年に 1 回以上見直しを行うこととする。



(事故発生・再発防止のための措置)

第22条 事故が発生した際の手順を定め、事故が発生した場合は手順に従って迅速に対応するものとする。又、事故が発生した際は、報告書などにより状況・原因・対策を職員へ周知するものとする。

2. リスクマネジメント委員会を月に1回程度開催するとともに職員は研修や訓練を定期的に行うことで事故の再発防止に努めるものとする。
3. リスクマネジメントを適切に実施する為に、所定の研修を受講した担当者を定めるものとする。
4. ホームはサービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いなどのやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
5. ホームは、事故により賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第23条 ホームは、原則として利用者の身体等の自由を奪う身体的拘束等を行わない。但し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、「身体拘束の適正化のための指針」に基づき、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図るものとする。
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施することにより、不適切な身体的拘束等が安易に行われぬように努めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第24条 高齢者虐待防止についての理解を深め、推進するものとして「高齢者虐待防止の指針」を整備するものとする。

2. 虐待防止委員会を月に1回程度開催するとともに職員は研修や訓練を定期的に行うことで虐待の防止に努めるものとする。
3. 虐待防止の推進を図る為に、所定の研修を受講した担当者を定めるものとする。

(ユニットケアの質の向上のための体制確保)

第25条 ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するものとする。

(協力医療機関との連携体制の構築)

第26条 高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

- ア 以下の要件を満たす医療機関（(iii)の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めることとする。
- i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
  - ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。
  - iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出する。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努める。

(新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携)

第27条 新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。

(介護現場の生産性の向上)

第28条 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するものとする。

(利用料)

第29条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準

によるものとし、施設サービスに掛かる費用の1割と食費、居住費、及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

2. 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の1割と送迎に要する費用、食費、居住費および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
3. 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
4. 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
5. 利用者は、第4項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
6. 支払いは、口座引落または現金等のいずれかの方法によるものとし、利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

#### （退去要件）

第30条 ホームは、次の事由に当てはまる場合、利用者に対して契約を解除することが出来る。

1. サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合。
2. 病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても退院できない事が明らかになった場合。
3. ホームやサービス従業者または他の利用者に対して、契約を継続し難い程の背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
4. 他の介護保険施設に入所された場合。
5. やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。
6. 要介護認定の更新で、非該当（自立）・要支援・要介護1・要介護2と認定された場合。この場合は所定の期間をもって契約を終了とする。ただし、要介護1または要介護2と認定された場合において、引き続き特例的に継続入所を認められる場合がある。
7. 死亡した場合。

## 第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第 31 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 32 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その都度、外出  
・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

(面会)

第 33 条 利用者は、外来者と面会しようとする時は、利用者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要がある時は面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 34 条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診査は特別の理由がないかぎりこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 35 条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またホームに協力するものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第 36 条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれをホーム外に持ち出すこと。

## 第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 37 条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害  
・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をた  
てるとともに、緊急連絡網による通報体制を整備し、職員および利用者が参加する消火、  
通報および避難の訓練を原則として少なくとも月 1 回は実施し、そのうち年 2 回以上は避  
難訓練を実施するものとする。

3. 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切  
な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとする。

4. ホームは事業継続計画を作成し、それに基づいた研修や訓練を実施するものとする。

## 第 7 章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第 38 条 本ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介老人福祉施設または短期入所生活介  
護の利用の資格があり、本ホームの利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、  
利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 39 条 本ホームの利用にあたっては、予め、入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の  
概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申  
込み者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 40 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2. 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3. 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 41 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる  
。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善  
の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、

別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第 42 条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(書面掲示)

第 43 条 事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することとする。

(管理者の兼務範囲)

第 44 条 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないものとする。

(研修の受講)

第 45 条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第 46 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第 8 章 雑則

(委任)

第 47 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 48 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人一石会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第 49 条 この運営規程は平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

2. この運営規程の一部変更は、平成17年10月1日から施行する。
3. この運営規程の一部変更は、平成17年12月1日から施行する。
4. この運営規程の一部変更は、平成18年 4月1日から施行する。
5. この運営規程の一部変更は、平成19年 7月1日から施行する。
6. この運営規程の一部変更は、平成21年 4月1日から施行する。
7. この運営規程の一部変更は、平成23年10月1日から施行する。
8. この運営規程の一部変更は、平成24年 4月1日から施行する。
9. この運営規程の一部変更は、平成25年 1月1日から施行する。
10. この運営規程の一部変更は、平成26年 4月1日から施行する。
11. この運営規程の一部変更は、平成27年 4月1日から施行する。
12. この運営規程の一部変更は、平成30年 4月1日から施行する。
13. この運営規程の一部変更は、令和 元年 10月1日から施行する。
14. この運営規程の一部変更は、令和 3年 4月1日から施行する。
15. この運営規程の一部変更は、令和 6年 4月1日から施行する。

#### 附 則

- |       |        |      |
|-------|--------|------|
| 平成17年 | 9月24日  | 一部改正 |
| 平成17年 | 11月24日 | 一部改正 |
| 平成18年 | 3月23日  | 一部改正 |
| 平成19年 | 5月25日  | 一部改正 |
| 平成21年 | 3月26日  | 一部改正 |
| 平成23年 | 9月15日  | 一部改正 |
| 平成24年 | 3月31日  | 一部改正 |
| 平成24年 | 9月27日  | 一部改正 |
| 平成25年 | 1月 1日  | 一部改正 |
| 平成26年 | 3月27日  | 一部改正 |
| 平成27年 | 3月28日  | 一部改正 |
| 平成30年 | 3月28日  | 一部改正 |
| 令和 元年 | 9月24日  | 一部改正 |
| 令和 3年 | 3月28日  | 一部改正 |
| 令和 6年 | 3月26日  | 一部改正 |

1. 利用料金

① 基本料金（施設利用料）

区 分	1日当りの施設利用料（ユニット型個室）				
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	670単位	7,061円	707円	1,413円	2,119円
要介護2	740単位	7,799円	780円	1,560円	2,340円
要介護3	815単位	8,590円	859円	1,718円	2,577円
要介護4	886単位	9,338円	934円	1,868円	2,802円
要介護5	955単位	10,065円	1,007円	2,013円	3,020円

② 加算料金

区 分	1日当りの施設利用料					備 考
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
日常生活継続支援加算	46単位	484円	49円	97円	146円	いずれか一つを算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	231円	24円	47円	70円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	189円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	63円	7円	13円	19円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	18単位	189円	19円	38円	57円	いずれか一つを算定
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	21単位	221円	23円	45円	67円	
看護体制加算（Ⅰ）イ	6単位	63円	7円	13円	19円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	13単位	137円	14円	28円	42円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位	126円	13円	26円	38円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位	210円	21円	42円	63円	月1回算定
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20単位	210円	21円	42円	63円	月1回算定
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位	316円	32円	64円	95円	月1回算定
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位	632円	64円	127円	190円	月1回算定
精神科医療養指導加算	5単位	52円	6円	11円	16円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	115円	12円	23円	35円	



低栄養リスク改善加算	300 単位	3,162 円	317 円	633 円	949 円	月 1 回算定
再入所時栄養連携加算	400 単位	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円	1 回限り
口腔衛生管理加算 (I)	90 単位	948 円	95 円	190 円	285 円	月 1 回算定
口腔衛生管理加算 (II)	110 単位	1,159 円	116 円	232 円	348 円	月 1 回算定
経口維持加算 (I)	400 単位	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円	月 1 回算定
経口維持加算 (II)	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	月 1 回算定
経口移行加算	28 単位	295 円	30 円	59 円	89 円	
療養食加算	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円	1 食毎算定
初期加算	30 単位	316 円	32 円	64 円	95 円	
外泊時加算	246 単位	2,592 円	260 円	519 円	778 円	
排せつ支援加算 (I)	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円	月 1 回算定
排せつ支援加算 (II)	15 単位	158 円	16 円	32 円	48 円	月 1 回算定
排せつ支援加算 (III)	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円	月 1 回算定
褥瘡マネジメント加算 I	3 単位	31 円	04 円	07 円	10 円	月 1 回算定
褥瘡マネジメント加算 II	13 単位	137 円	14 円	28 円	42 円	月 1 回算定
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位	421 円	43 円	85 円	127 円	いずれか一つを月 1 回算定
科学的介護推進体制加算 (II)	50 単位	527 円	53 円	106 円	159 円	
生活機能向上連携加算 (I)	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	3月に1回を限度に月1回算定
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円	月 1 回算定
安全対策体制加算	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円	入所日初日のみ
配置医師緊急時対応加算 (I)	650 単位	6,851 円	686 円	1,371 円	2,056 円	早朝・夜間に診察
配置医師緊急時対応加算 (II)	1300 単位	13,702 円	1,371 円	2,741 円	4,111 円	深夜に診察
配置医師緊急時対応加算 (III)	325 単位	3,425 円	343 円	685 円	1,028 円	勤務時間外
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円	いずれか一つを月 1 回算定
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 単位	52 円	06 円	11 円	16 円	
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,529 円	253 円	506 円	759 円	

自立支援促進加算	280 単位	2,951 円	296 円	591 円	886 円	月 1 回算定
協力医療機関連携加算	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	月 1 回算定 2024 年度
協力医療機関連携加算	50 単位	527 円	53 円	106 円	159 円	月 1 回算定 2025 年度～
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	いずれか一つを月 1 回算定
生産性向上推進体制加算 (II)	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円	
認知症専門ケア加算 I	3 単位	31 円	4 円	7 円	10 円	いずれか一つを算定
認知症専門ケア加算 II	4 単位	42 円	5 円	9 円	13 円	
認知症チームケア推進加算 (I)	150 単位	1,581 円	159 円	317 円	475 円	いずれか一つを月 1 回算定
認知症チームケア推進加算 (II)	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円	
認知症緊急対応加算	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円	
退所前訪問相談援助加算	460 単位	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円	
退所後訪問相談援助加算	460 単位	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円	
退所時相談援助加算	400 単位	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円	1 回限り
退所前連携加算	500 単位	5,270 円	527 円	1,054 円	1,581 円	1 回限り
退所時栄養情報連携加算	70 単位	737 円	74 円	148 円	222 円	1 回限り
退所時情報提供加算	250 単位	2,635 円	264 円	527 円	791 円	1 回限り
看取り介護加算 (I)	72 単位	758 円	76 円	152 円	228 円	死亡日以前 31～45 日
	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円	死亡日以前 4～30 日
	680 単位	7,167 円	717 円	1,434 円	2,151 円	死亡日前日・前々日
	1280 単位	13,491 円	1,350 円	2,699 円	4,048 円	死亡日
看取り介護加算 (II) ※配置医師緊急時対応加算 を算定している場合	72 単位	758 円	76 円	152 円	228 円	死亡日以前 31～45 日
	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円	死亡日以前 4～30 日
	780 単位	8,221 円	823 円	1,645 円	2,467 円	死亡日前日・前々日
	1580 単位	16,653 円	1,666 円	3,331 円	4,996 円	死亡日
介護職員処遇改善加算 (I)	1 月算定単位数の 8.3%					いずれか一つを算

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の6.0%	定
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月算定単位数の3.3%	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の2.7%	いずれか一つを算定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の2.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月算定単位数の1.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の14.0%	いずれか一つを算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の13.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月算定単位数の11.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月算定単位数の9.0%	

## 2. 介護保険対象外料金

### ① 特定入所者介護サービス費に関する居住費及び食費等 (単位：円/日)

項目	内容	料 金				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	食事代	300円	390円	650円	1,360円	1,645円
居室費	個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,700円

※居室日は2015年3月以前に入所された非課税の4段階の方は、2,006円/日となります。

### ② その他費用

項目	内容	単位	料金
預り金管理料	預り金管理の出納管理に係る費用（医療費・売店・買物費用等支払代行）	1日	60円
日用品費（Aセット） 用	男性 ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、くるり歯ブラシ、歯磨きティッシュ、リンスinシャンプー、ボディソープ、タオルセット（バスタオル・洗身タオル・ドライ用タオル）、おしぼり（食事・洗顔用）、アイコト、シェービングクリーム	1日	120円
日用品費（Aセット） 用	女性 ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、くるり歯ブラシ、歯磨きティッシュ、リンスinシャンプー、ボディソープ、タオルセット（バスタオル・洗身タオル・ドライ用タオル）、おしぼり（食事・洗顔用）、アイコト、化粧品	1日	120円

日用品費(Bセット)用	男性	Aセット・男性用に、義歯ケース、爪切り、ヘアブラシ、コップ(居室内にて使用)、洗顔フォーム、シェービングローション、消臭スプレー、防虫剤を加えたもの	1日	150円
日用品費(Bセット)用	女性	Aセット・女性用に、義歯ケース、爪切り、ヘアブラシ、コップ(居室内にて使用)、洗顔フォーム、乳液、消臭スプレー、防虫剤を加えたもの	1日	150円
電気代		持込家電電気料金(個人用テレビ、ラジオ、加湿器、電気行火等)	1日	25円
レクリエーション費		書道、喫茶室、買物外出、外食、調理他	1回	実費
飲み物代		コーヒー・紅茶・ココア・ポカリスエット・イオンサポートゼリー他	1日	65円
理美容代		1～2月に1回	1回	2,060円
預り金管理費用		預り金事務(医療費・薬代一部負担金・買物費用等)	1日	60円
予防接種等		インフルエンザ等	1回	実費
エンゼルケア費用		エンゼルケア用品(浴衣等一式)		5,000円
死亡診断書料		死亡診断書作成		実費
荷物処分代		退所時に荷物処分を依頼される場合	1回	3,000円

※飲み物代、日用品費、理美容代、予防接種等、荷物処分代は、希望する方のみが対象となります。

1. 利用料金

① 基本料金（施設利用料）

区 分	1日当りの施設利用料（ユニット型個室）				
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	704単位	7,504円	751円	1,501円	2,252円
要介護2	772単位	8,229円	823円	1,646円	2,469円
要介護3	847単位	9,029円	903円	1,806円	2,709円
要介護4	918単位	9,785円	979円	1,957円	2,936円
要介護5	987単位	10,521円	1,053円	2,105円	3,157円

② 加算料金

区 分	1日当りの施設利用料					備 考
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	234円	24円	47円	71円	いずれか一つを算定
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	191円	20円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	63円	7円	13円	19円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	191円	20円	39円	58円	いずれか一つを算定
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20単位	213円	22円	43円	64円	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	1,066円	107円	214円	320円	3月に1回を限度に月1回算定
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	2,132円	214円	427円	640円	月1回算定
機能訓練体制加算	12単位	127円	13円	26円	39円	
個別機能訓練加算	56単位	596円	60円	120円	179円	
送迎加算（片道）	184単位	1,961円	197円	393円	589円	
療養食加算	8単位	85円	9円	17円	26円	1食毎算定
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	42円	5円	9円	13円	
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	85円	9円	17円	26円	
看護体制加算（Ⅲ）イ	12単位	127円	13円	26円	39円	
看護体制加算（Ⅳ）イ	23単位	245円	25円	49円	74円	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,279円	128円	256円	384円	
認知症緊急対応加算	200単位	2,132円	214円	427円	640円	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	31円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位	42円	5円	9円	13円	
在宅中度者受入加算	413単位	4,402円	441円	881円	1,321円	
医療連携強化加算	58単位	618円	62円	124円	186円	
緊急短期入所受入加算	90単位	959円	96円	192円	288円	
長期利用者に対する減算	-30単位	-319円	-32円	-64円	-96円	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	1,066円	107円	214円	320円	いずれか一つを月1回算定
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	106円	11円	22円	32円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の8.3%					いずれか一つを算定
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の6.0%					
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月算定単位数の3.3%					
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の2.7%					いずれか一つを算定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の2.3%					

介護職員等ベースアップ等支援加算	1月算定単位数の1.6%	いずれか一つを算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月算定単位数の14.0%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月算定単位数の13.6%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月算定単位数の11.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月算定単位数の9.0%	

## 2. 介護保険対象外料金

### ① 特定入所者介護サービス費に関する滞在費及び食費 (単位：円/日)

項目	内容	料 金				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	食事代	300円	600円	1,000円	1,300円	1,645円
居室費	個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,700円

※ 各食事代については、朝食375円、昼食680円、おやつ50円、夕食540円となります。

## 風の樹【運営規程別紙】 指定介護予防短期入所生活介護

### 1. 利用料金

#### ① 基本料金 (施設利用料)

区分	1日当りの施設利用料 (ユニット型個室)				
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	529単位	5,639円	564円	1,128円	1,692円
要支援2	656単位	6,992円	700円	1,399円	2,098円

#### ② 加算料金

区分	1日当りの施設利用料					備 考
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	234円	24円	47円	71円	いずれか一つを算定
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	191円	20円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	63円	7円	13円	19円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位	1,066円	107円	214円	320円	3月に1回を限度に月1回算定
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	2,132円	214円	427円	640円	月1回算定
機能訓練体制加算	12単位	127円	13円	26円	39円	
個別機能訓練加算	56単位	596円	60円	120円	179円	
送迎加算(片道)	184単位	1,961円	197円	393円	589円	
療養食加算	8単位	85円	9円	17円	26円	1食毎算定
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,279円	128円	256円	384円	
認知症緊急対応加算	200単位	2,132円	214円	427円	640円	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	31円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位	42円	5円	9円	13円	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位	1,066円	107円	214円	320円	いずれか一つを月1回算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位	106円	11円	22円	32円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月算定単位数の8.3%					いずれか一つを算定
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月算定単位数の6.0%					

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月算定単位数の3.3%	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の2.7%	いずれか一つを算定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の2.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月算定単位数の1.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月算定単位数の14.0%	いずれか一つを算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月算定単位数の13.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月算定単位数の11.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月算定単位数の9.0%	

## 2. 介護保険対象外料金

### ① 特定入所者介護サービス費に関する滞在費及び食費 (単位：円/日)

項目	内容	料金				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	食事代	300円	600円	1,000円	1,300円	1,645円
居住費	個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,700円

※ 各食事代については、朝食 375 円、昼食 680 円、おやつ 50 円、夕食 540 円となります。